

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第七十条　【略】</p> <p>2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一～三の三 略〕</p> <p>〔三の四 資金決済に関する法律第二条第十八条に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）</p> <p>〔四～五十 略〕</p> <p>〔3～6 略〕</p>	<p>（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第七十条　【同上】</p> <p>2 「[一～三の三 同上]</p> <p>〔三の四 資金決済に関する法律第二条第十八条に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）</p> <p>〔四～五十 同上〕</p> <p>〔3～6 同上〕</p>
<p>備考　表中の「」の記載は注記である。</p>	